



熊本県公報

第 1 1 8 9 0 号

平成 22 年 3 月 16 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(少子化対策課) 1
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 2
○道路の区域変更……………	(〃) 2
○道路の区域変更……………	(〃) 3
○道路の供用開始……………	(〃) 3
○特定計量器定期検査の実施……………	(産業支援課) 3
○共済事業を行う消費生活協同組合の共済金等の支払能力の充 実の状況が適当であるかどうかの基準……………	(食の安全・消費生活課) 4
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 4
○熊本都市計画道路事業の事業認可……………	(都市計画課) 5
○玉名都市計画道路事業の事業計画変更認可……………	(〃) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障害者支援総室) 5
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 5
○平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領……………	(財政課) 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障害者支援総室) 58
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 59
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(〃) 59
○宅地建物取引業事務所不確地業者に関する公告……………	(〃) 59
○道路の位置指定の公告……………	(〃) 59
○肥料登録有効期間更新……………	(農業技術課) 60
○県営土地改良事業の工事完了……………	(農村計画・技術管理課) 60
○第2回くまもとの夢4カ年戦略推進委員会の開催……………	(企画調整課) 60
登 載 依 頼	
○熊本県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の管 理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会) 60
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則……………	(〃) 61
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(選挙管理委員会) 61
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃) 62
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃) 62
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃) 63
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃) 63
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃) 63
○熊本県個人情報保護制度審議会の開催……………	(熊本県個人情報保護制度審議会) 63
○第135回熊本県都市計画審議会の開催……………	(熊本県都市計画審議会) 64
○平成21年度第2回熊本県障害者施策推進協議会の開催 ……………	(熊本県障害者施策推進協議会) 65
○第1回第4期熊本県障がい者計画検討委員会の開催 ……………	(〃) 65
○第1回障がい者への差別をなくす条例検討委員会の開催 ……………	(〃) 65
○鹿本地域保健医療推進協議会の開催……………	(鹿本地域保健医療推進協議会) 66
○芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 ……………	(芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 66
○鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 ……………	(鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 67

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 9 号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則（昭和 43 年熊本県規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 2 号中「第 1 条の 32 第 2 項第 1 号」を「第 1 条の 33 第 2 項第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 1 条の 32 第 2 項第 2 号」を「第 1 条の 33 第 2 項第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 36 条の 37 第 3 項第 4 号」を「第 36 条の 41 第 3 項第 4 号」に改め、同条第 4 項中「第 36 条の 36 各号」を「第 36 条の 40 各号」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 265 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 22 年 3 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	389 号	天草郡苓北町都呂々字大櫻 2219 番 1 地先から 同所 2219 番 1 地先まで	前	9.4 ～ 13.0	26.8	国防災 (落石 防護工)
			後	9.4 ～ 13.0	26.8	
主要地方道	本渡下田 線	天草市天草町福連木字岩下 3650 番 1 地先から 同所 3650 番 2 地先まで	前	10.1 ～ 21.4	60.0	単防災 (自) (落石 防護工)
			後	11.2 ～ 21.4	60.0	

2 区域を変更する期日 平成 22 年 3 月 16 日

熊本県告示第 266 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 22 年 3 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	388 号	球磨郡水上村大字岩野字上鶴 2836 番 1 地先から 同郡湯前町字水ノ手 3213 番 1 地先まで	前	4.9 ～ 42.5	360.0	交安統 合（計 画ルー トの一部変更）
			後	12.8 ～ 36.7	369.0	

2 区域を変更する期日 平成 22 年 3 月 16 日

熊本県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年3月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字二反田 1685番1地先から 同所 1654番2地先まで	前	5.8 ～ 17.2	372.0	地基創 改（バイパス 建設）
			後	5.8 ～ 17.2	372.0	
				11.5 ～ 49.3	245.0	

2 区域を変更する期日 平成22年3月16日**熊本県告示第268号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字大瀬字平野 1454番地先から 同村大字大瀬字黒那子 2538番1地先まで	1,560.0	地域連 携国道 （球泉 洞トン ネル）

2 供用を開始する期日 平成22年3月16日**熊本県告示第269号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により宇土市、宇城市及び下益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
宇土市	平成22年 5月11日	午前10時から 正午まで	宇土市役所 網田 支所	非自動はかり（計量法 施行令（平成5年政令 第329号）第5条第 1号又は第2号に掲げ るものを除く。）、分 銅及びおもり
宇土市	平成22年 5月11日	午後1時半から 午後3時まで	宇土市役所 網津 支所	
宇土市	平成22年 5月12日	午前10時から 午後3時半まで	宇土市役所	
宇城市	平成22年 5月13日	午前10時から 午後3時まで	宇城市三角センタ ー	
宇城市	平成22年 5月14日	午前10時から 午後3時まで	宇城市三角センタ ー	

宇城市	平成 22 年 5 月 17 日	午前 10 時から 午前 11 時半ま で	宇城市農業就業改 善センター（松合）
宇城市	平成 22 年 5 月 17 日	午後 1 時から午 後 3 時まで	宇城市役所 不知 火支所
宇城市	平成 22 年 5 月 18 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市役所 小川 支所
宇城市	平成 22 年 5 月 19 日	午前 10 時から 正午まで	宇城市役所 小川 支所
宇城市	平成 22 年 5 月 19 日	午後 1 時半から 午後 3 時半まで	宇城市役所 豊野 支所
宇城市	平成 22 年 5 月 20 日	午前 10 時から 午後 3 時半まで	宇城市役所 本庁 （松橋）
美里町	平成 22 年 5 月 24 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	美里町役場 砥用 庁舎
美里町	平成 22 年 5 月 25 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	美里町役場 中央 庁舎

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 22 年 5 月 10 日か ら平成 22 年 5 月 25 日 まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号） 第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにあつては、 その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第 270 号

消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 50 条の 5 の規定により、共済事業を行う消費生活協同組合の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を次のように定める。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

共済事業を行う消費生活協同組合の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準

消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 50 条の 5 の規定により知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程（平成 20 年厚生労働省告示第 139 号）第 4 条の 2 に規定する基準とする。

熊本県告示第 271 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町維和字桐ノ木 3168 番、3170 番から 3172 番まで、3173 番 2、3175 番、3223 番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桐ノ木 3168 番・3170 番から 3172 番まで・3175 番・3223 番
（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 272 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・3・9 号池田町花園線及び熊本都市計画道路 3・3・14 号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成 22 年 3 月 16 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市花園 3 丁目、島崎 6 丁目及び島崎 5 丁目地内
使用の部分 熊本市島崎 5 丁目地内

熊本県告示第 273 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 玉名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 18 年熊本県告示第 1268 号玉名都市計画道路事業 3・5・11 号立願寺横町線及び玉名都市計画道路 3・4・2 号築地大倉線
- 3 事業施行期間 平成 18 年 12 月 18 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 平成 18 年熊本県公告第 1268 号の事業地のうち熊本県玉名市岩崎字灰島地内における事業地を変更する。
使用の部分 変更なし

熊本県告示第 274 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
相談支援センタークローバー 山鹿市古閑 1500 番地 1	医療法人回生会 山鹿市古閑 1500 番地 1 水足 秀一郎	平成 22 年 4 月 1 日	4330500184	相談支援

熊本県告示第 275 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 22 年 3 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日一丁目 766 番地先から 同所 766 番 13 地先まで	25.0	地基創 改（切 替工事 に伴う 車道の 暫定供 用）

2 供用を開始する期日 平成 22 年 3 月 16 日

熊 本 県 告 示 第 276 号

平成 21 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成 22 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 21 年度熊本県一般会計補正予算（第 6 号）

平成 21 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,264,086 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 842,215,159 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		144,426,307	△ 8,421,365	136,004,942
	1 県 民 税	54,865,177	△ 2,722,578	52,142,599
	2 事 業 税	23,947,223	△ 3,141,144	20,806,079
	3 地方消費税	16,450,363	△ 821,664	15,628,699
	4 不 動 産 税 取 得 税	4,621,511	△ 886,988	3,734,523
	5 県たばこ税	3,345,463	29,691	3,375,154
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	756,455	△ 24,337	732,118
	7 自 動 車 税 取 得 税	2,816,287	△ 215,087	2,601,200
	8 軽油引取税	13,058,889	△ 644,339	12,414,550
	9 自 動 車 税	22,849,167	128,265	22,977,432
	10 鉦 区 税	10,266	△ 75	10,191
	11 狩 猟 税	52,882	1,509	54,391
	12 産業廃棄物税	139,447	16,666	156,113
	13 旧 法 に よ る 税	1,513,177	△ 141,284	1,371,893

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 地方消費税 清 算 金		34,145,779	493,315	34,639,094
	1 地方消費税 清 算 金	34,145,779	493,315	34,639,094
3 地方譲与税		14,679,000	△ 4,522,000	10,157,000
	1 地方法人特別 譲 与 税	11,033,000	△ 4,522,000	6,511,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,746,000	8,603	1,754,603
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,212,000	△ 10,408	1,201,592
	2 特別交付金	534,000	19,011	553,011
5 地方交付税		210,632,000	2,156,485	212,788,485
	1 地方交付税	210,632,000	2,156,485	212,788,485
6 分担金及び 負 担 金		7,668,792	975,911	8,644,703
	1 分 担 金	742,572	336,945	1,079,517
	2 負 担 金	6,926,220	638,966	7,565,186
7 使用料及び 手 数 料		11,194,982	△ 36,476	11,158,506
	1 使 用 料	7,915,002	△ 19,033	7,895,969
	2 手 数 料	3,279,980	△ 17,443	3,262,537

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 国庫支出金		193,285,830	14,765,281	208,051,111
	1 国庫負担金	35,613,694	△ 848,416	34,765,278
	2 国庫補助金	154,694,880	15,822,088	170,516,968
	3 国庫委託金	2,977,256	△ 208,391	2,768,865
9 財産収入		3,108,697	1,358,520	4,467,217
	1 財産運用収入	1,199,302	112,229	1,311,531
	2 財産売却収入	1,909,395	1,246,291	3,155,686
10 寄附金		162,485	△ 40,544	121,941
	1 寄附金	162,485	△ 40,544	121,941
11 繰入金		37,663,842	△ 7,288,504	30,375,338
	1 特別会計繰入金	4,168,808	△ 3,053,345	1,115,463
	2 基金繰入金	33,495,034	△ 4,235,159	29,259,875
12 繰越金		5,368,274	1,206,792	6,575,066
	1 繰越金	5,368,274	1,206,792	6,575,066
13 諸収入		39,327,085	167,543	39,494,628

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 県預金利子	258,954	△ 48,000	210,954
	2 貸付金元利収入	26,745,540	△ 36,615	26,708,925
	3 受託事業収入	1,473,078	△ 217,420	1,255,658
	4 収益事業収入	5,970,616	△ 254,735	5,715,881
	5 雑入	4,475,230	724,313	5,199,543
14 県 債		131,811,000	5,440,525	137,251,525
	1 県 債	131,811,000	5,440,525	137,251,525
歳 入 合 計		835,951,073	6,264,086	842,215,159
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,371,217	△ 41,434	1,329,783
	1 議 会 費	1,371,217	△ 41,434	1,329,783
2 総 務 費		39,744,132	2,716,892	42,461,024
	1 総務管理費	13,378,940	3,105,315	16,484,255
	2 企 画 費	6,302,780	289,190	6,591,970

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 徴 税 費	11,994,592	△ 244,126	11,750,466
	4 市 町 村 振 興 費	4,200,075	△ 211,724	3,988,351
	5 選 挙 費	1,235,605	△ 219,223	1,016,382
	6 防 災 費	1,622,476	△ 1,609	1,620,867
	7 統 計 調 査 費	646,472	△ 20,339	626,133
	8 人 事 委 員 会 費	190,242	△ 20,769	169,473
	9 監 査 委 員 費	172,950	40,177	213,127
3 民 生 費		101,936,832	7,822,644	109,759,476
	1 社 会 福 祉 費	73,507,180	5,092,428	78,599,608
	2 児 童 福 祉 費	24,433,662	1,839,395	26,273,057
	3 生 活 保 護 費	3,946,662	890,902	4,837,564
	4 災 害 救 助 費	49,328	△ 81	49,247
4 衛 生 費		54,519,087	△ 2,059,460	52,459,627
	1 公 衆 衛 生 費	42,554,041	△ 1,653,243	40,900,798
	2 環 境 衛 生 費	9,216,461	△ 427,082	8,789,379

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 保 健 所 費	2,031,687	65,382	2,097,069
	4 医 薬 費	716,898	△ 44,517	672,381
5 労 働 費		13,282,019	1,971,589	15,253,608
	1 労 政 費	222,031	△ 21,459	200,572
	2 職 業 訓 練 費	1,631,619	△ 109,420	1,522,199
	3 失 業 対 策 費	11,309,455	2,099,097	13,408,552
	4 労 働 委 員 会 費	118,914	3,371	122,285
6 農 林 水 産 業 費		81,879,112	△ 1,644,662	80,234,450
	1 農 業 費	15,341,238	△ 2,022,928	13,318,310
	2 畜 産 業 費	8,116,770	△ 673,458	7,443,312
	3 農 地 費	24,919,822	1,758,093	26,677,915
	4 林 業 費	25,744,861	△ 218,569	25,526,292
	5 水 産 業 費	7,756,421	△ 487,800	7,268,621
7 商 工 費		34,012,758	△ 5,477	34,007,281
	1 商 業 費	26,560,634	146,434	26,707,068

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 工 鉱 業 費	6,835,173	△ 116,730	6,718,443
	3 観 光 費	616,951	△ 35,181	581,770
8 土 本 費		138,408,605	5,100,541	143,509,146
	1 土木管理費	32,816,115	△ 301,122	32,514,993
	2 道 路 橋りょう費	58,499,479	4,034,037	62,533,516
	3 河川海岸費	24,115,619	311,081	24,426,700
	4 港 湾 費	9,053,721	538,625	9,592,346
	5 都市計画費	11,672,969	678,823	12,351,792
	6 住 宅 費	2,250,702	△ 160,903	2,089,799
9 警 察 費		40,879,096	△ 838,128	40,040,968
	1 警察管理費	36,944,302	△ 868,448	36,075,854
	2 警察活動費	3,934,794	30,320	3,965,114
10 教 育 費		170,653,102	△ 3,821,051	166,832,051
	1 教育総務費	25,502,371	△ 246,468	25,255,903
	2 小 学 校 費	61,269,040	△ 1,371,335	59,897,705

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 中 学 校 費	34,482,150	△ 550,945	33,931,205
	4 高等学校費	34,112,051	△ 1,253,173	32,858,878
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,327,598	△ 183,177	9,144,421
	6 大 学 費	955,721	△ 4,453	951,268
	7 社会教育費	2,853,839	△ 272,364	2,581,475
	8 保健体育費	2,150,332	60,864	2,211,196
11 災害復旧費		3,959,828	△ 2,329,140	1,630,688
	1 農林水産業 災害復旧費	1,467,387	△ 836,087	631,300
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,492,441	△ 1,493,053	999,388
12 公 債 費		112,772,512	△ 771,631	112,000,881
	1 公 債 費	112,772,512	△ 771,631	112,000,881
13 諸 支 出 金		42,482,773	163,403	42,646,176
	1 繰 出 金	6,318,364	△ 92,300	6,226,064
	2 ゴルフ場利用税 交 付 金	531,631	△ 19,148	512,483
	3 自動車取得税 交 付 金	1,872,831	△ 118,858	1,753,973

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 利 子 割 金 交 付 金	828,940	△ 166,846	662,094
	5 地方消費税 清 算 金	15,506,757	317,853	15,824,610
	6 地方消費税 交 付 金	17,183,962	245,428	17,429,390
	7 配 当 割 金 交 付 金	167,395	△ 1,498	165,897
	8 株式等譲渡 所得割交付金	70,114	△ 1,228	68,886
歳 出 合 計		835,951,073	6,264,086	842,215,159

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		284,858
	1 総 務 管 理 費	284,858
2 衛 生 費		394,029
	1 公 衆 衛 生 費	394,029
3 労 働 費		3,000
	1 職 業 訓 練 費	3,000
合 計		681,887

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円 1,941,000	千円 2,814,908
	1 企 画 費	1,410,000	2,214,058
	2 防 災 費	531,000	600,850
2 民 生 費		2,727,000	3,051,141
	1 社 会 福 祉 費	2,727,000	3,051,141
3 衛 生 費		15,000	133,658
	1 環 境 衛 生 費	15,000	133,658
4 農 林 水 産 業 費		19,198,000	24,263,590
	1 農 業 費	2,293,000	2,451,320
	2 畜 産 業 費	3,894,000	4,103,600
	3 農 地 費	3,752,000	7,296,000
	4 林 業 費	6,768,000	7,861,464
	5 水 産 業 費	2,491,000	2,551,206
5 土 木 費		50,556,000	59,580,743
	1 土 木 管 理 費	8,069,000	9,693,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	21,453,000	26,224,393
	3 河 川 海 岸 費	9,282,000	10,267,350
	4 港 湾 費	3,697,000	4,311,000

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	5 都 市 計 画 費	8,055,000	9,085,000
6 警 察 費		342,000	419,343
	1 警 察 活 動 費	342,000	419,343
7 教 育 費		385,000	496,876
	1 社 会 教 育 費	94,000	131,614
	2 保 健 体 育 費	291,000	365,262
合 計		75,164,000	90,760,259

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 東京事務所職員宿舍等賃借	平成22年度	千円 74,495
2 銀座熊本館運営業務	平成22年度	2,035
3 くまもと県民交流館管理運営業務	平成22年度 ～平成24年度	63,000
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度	21,000 21,000 21,000
4 自動車税納付促進広報業務	平成22年度	3,372
5 防災消防ヘリコプター運航業務	平成22年度	78,500

事 項	期 間	限 度 額
6 防災行政無線中継所用地賃借	平成22年度 ～平成23年度	千円 57
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度	38 19
7 身体障害者福祉センター管理運営業務	平成22年度 ～平成24年度	141,276
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度	47,092 47,092 47,092
8 医療施設耐震化整備事業	平成22年度	64,856
9 水俣病総合対策事業等委託業務	平成22年度	90,869
10 水俣病新救済策関係業務	平成22年度	61,000
11 しごと相談・支援センター関係業務	平成22年度	4,916
12 産業人材強化相談窓口運営業務	平成22年度	4,965
13 離職者訓練等委託業務	平成22年度 ～平成23年度	405,064
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度	202,532 202,532
14 障害者就業・生活支援センター運営業務	平成22年度	25,090
15 ジョブカフェくまもと施設賃借	平成22年度	4,509

事 項	期 間	限 度 額
16 国営土地改良事業負担金	平成22年度 ～平成33年度	千円 44,422
	年次別内訳	
	平成22年度	526
	平成23年度	526
	平成24年度	4,337
	平成25年度	4,337
	平成26年度	4,337
	平成27年度	4,337
	平成28年度	4,337
	平成29年度	4,337
	平成30年度	4,337
	平成31年度	4,337
	平成32年度	4,337
	平成33年度	4,337
17 独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金	平成22年度 ～平成35年度	180,347
	年次別内訳	
	平成22年度	12,660
	平成23年度	12,899
	平成24年度	12,899
	平成25年度	12,899
	平成26年度	12,899
	平成27年度	12,899
	平成28年度	12,899
	平成29年度	12,899
	平成30年度	12,899
	平成31年度	12,899
	平成32年度	12,899
	平成33年度	12,899
	平成34年度	12,899
	平成35年度	12,899
18 県営中山間地域総合整備事業	平成22年度	77,700
19 森林国営保険事務処理作業委託業務	平成22年度	15,000
20 森づくりボランティアネット運営業務	平成22年度	8,000
21 治山事業	平成22年度	69,201
22 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成22年度	156,963

事 項	期 間	限 度 額
23 大阪事務所職員宿舍等賃借	平成22年度	千円 15,517
24 福岡事務所職員宿舍等賃借	平成22年度	11,255
25 大学等研究成果技術移転推進事業	平成22年度	4,847
26 特許流通アドバイザー育成事業	平成22年度	6,076
27 インキュベーション施設運営事業	平成22年度	35,069
28 計量検定業務	平成22年度	6,697
29 野外劇場管理運営業務	平成22年度 ～平成24年度	54,000
	年次別内訳	
	平成22年度	18,000
	平成23年度	18,000
	平成24年度	18,000
30 交番・駐在所等賃借	平成22年度	26,661
31 併設型中高一貫教育施設整備事業 玉 名 市	平成22年度	20,763
32 県立高等学校再編・統合施設整備事業 水 俣 市	平成22年度	8,000
33 県立学校用地賃借	平成22年度	928
34 県立美術館分館管理運営業務	平成22年度 ～平成24年度	128,532
	年次別内訳	
	平成22年度	42,844
	平成23年度	42,844
	平成24年度	42,844
35 ふるさと雇用再生特別基金事業	平成22年度 ～平成23年度	1,300,849
	年次別内訳	
	平成22年度	1,086,321
	平成23年度	214,528